

よこはまし しょうがい ふくし
① 横浜市の障害福祉のあゆみ

よこはま しょうがいふくししやく ぜんこく さきが はじ じぎょう よこはましどくじ とりくみ
横浜の障害福祉施策には、全国に先駆けて始まった事業や、横浜市独自の取組なども
おお たくさんあります。こうした施策・事業は、行政だけで進めてきたものではありません。
しょうがい ひと かぞく しえんしゃ ちいきじゅうみん ぎょうせい たいわ かさ けんとう
障害のある人たちやその家族、支援者、地域住民と行政が対話を重ね、ともに検討を
して、実現してきたという歴史的な流れがあります。

よこはましな い しょうがい ひと しえん しゃかいしげん とほ しょうわ ねんだい しょうがい
まだ横浜市内に障害のある人を支援する社会資源が乏しかった昭和40年代、障害の
ある子を育てている保護者たちが、障害のある子の療育・レクリエーションや保護者向
けの学習会などを行う「地域訓練会」を自分たちで立ち上げていきました。そして、
しょうがい ひと せいちょう せいじん あと かよ にちゅうかつどう ば ちいきさぎょうしょ
障害のある子どもたちが成長し、成人した後に通う日中活動の場として、「地域作業所」
をつくっていきます。こうした動きに対して、横浜市は、運営費を助成する仕組みをつく
り、活動を支えてきました。その後、地域で暮らし続けられる住まいについて、障害のあ
る人たちやその家族、支援者と行政が対話と検討を重ね、「グループホーム」の制度化へ
つながっていくこととなります。

こうした活動の輪が広がっていくにつれて、その活動場所を確保することが難しくなっ
ていきました。そこで、安定的な地域活動の場を設けるため、地域住民も交え、
よこはまししょうがいしやくちいきかつどう い か ちかつ けんせつ うんえい はじ
「横浜市障害者地域活動ホーム」（以下「地活ホーム」という。）の建設・運営が始ま
りました。この地活ホームは、昭和55年に1か所目が建設されてから、平成6年には23か
所にまで広がります。

しょうがい ひと ささ しゃかいしげん ふ せいかつ ば じたく
障害のある人たちを支える社会資源が増えてきたことによって、生活の場は自宅だけ
ではなく地域へと広がりを見せるようになります。それに伴って、地活ホームに求められ
る役割も、地域活動の場だけではなく、障害福祉の拠点といえるようなものが必要とさ
れるようになっていきました。こうした流れを受けて、地活ホームでは、平成7年から、
やかん かいじょ みまも じぎょう きのう ふ きのうきょうかがた
夜間の介助や見守りをする「ショートステイ事業」などの機能を増やした「機能強化型
ちかつ てんかん ぎょうせい たいわ なか すす
地活ホーム」への転換が、行政との対話の中で進められていくこととなります。さらに、
ちかつ じしゅてき うんえい ささ よこはまし へいせい ねん ぎょうせいしやく
地活ホームの自主的な運営を支えてきた横浜市も、平成11年からは行政施策として、
きのうきょうかがたちかつ じぎょう しせつ きぼ かくだい しゃかいふくしほうじんがたちかつ
機能強化型地活ホームよりも事業・施設の規模を拡大した「社会福祉法人型地活ホーム」
かくく かんせつち すす きのうきょうかがたちかつ てんかん しゃかいふくし
の各区1館設置を進めていくこととなります。機能強化型地活ホームへの転換と社会福祉
ほうじんがたちかつ せつち へいせい ねん かんりょう しょうがい ひと ちいきせいかつ
法人型地活ホームの設置は、ともに平成25年に完了し、障害のある人たちの地域生活
ささ きよてん きのう
を支える拠点として機能しています。

ちいきくんれんかい た あ ころ かつどう しょうがい ひと ささ にな
地域訓練会が立ち上がった頃からこれまでの活動で、障害のある人たちを支える担い
て ちいき ふ こじん かつどう しょうがい ひと ほごしゃ
手も地域で増えていきました。個人としての活動だけでなく、障害のある人たちの保護者

ちいきじゅうみん あつ かつどう おお かつどう
や地域住民が集まって活動をすることも多くありました。そうした活動などをきっかけ
しょうきば しょうがいふくし せんもんせい たか しゃかいふくしほうじん かずおお た あ
として、小規模ながらも障害福祉の専門性が高い社会福祉法人が数多く立ち上げられた
こうじょう ちいき かつどう ささ さら ちいき しょうがいふくし かつぱつ
ことや、こうした法人が地域の活動を支えることで更に地域での障害福祉が活発になっ
てきたことは、よこはまし とくちょう つま
てきたことは、横浜市の特徴であり強みとなっています。

おお なが ふ しんたいしょうがいじ しゃ ちてきしょうがいじ しゃ
この大きな流れは、ここまで触れてきた身体障害児・者や知的障害児・者だけでな
せいしんしょうがいしゃ おな ひろ せいしんほけんふくしぶんや かくくやくしよ
く、精神障害者にも同じように広がっていました。精神保健福祉分野では、各区役所に
せんいん はいち いりよう ちゅうしん かぞくかい た あ
専任で配置された医療ソーシャルワーカーが中心となって家族会を立ち上げるなど、
ほったん ぎょうせい しゅどうてき ごと よこはましせいしんしょうがいしゃちいきぎょうしよ
発端は行政が主導的でした。しかし、その後、「横浜市精神障害者地域作業所」

い か せいしんしょうがいしゃちいきぎょうしよ せっち ちいき せいかつ
(以下「精神障害者地域作業所」という。)やグループホームの設置など、地域で生活
するのための場づくりに、かぞくかい ふく ちいき にな て ぎょうせい はや じき とく
家族会を含む地域の担い手が行政とともに早い時期から取り組ん
でいきます。しゃかいふつき ばしよ しないはつ せいしんしょうがいしゃちいきぎょうしよ しょせっち
社会復帰の場所として市内初の精神障害者地域作業所が2か所設置された
しょうわ ねん しゃかいふつき そくしん ほうてき いちづ ねん まえ
のは昭和57年、「社会復帰の促進」が法的に位置付けられる5年ほど前のことでした。

ちいき かつどう かつぱつ しゃかいふくしほうじんがたちかつ せっち お うご
地域での活動が活発になるにしたがって、社会福祉法人型地活ホームの設置に向けた動
きと同様に、せいしんしょうがいしゃ ちいき いばしよ ちいきかつどう きよてん ひつよう
精神障害者の地域での居場所や地域活動の拠点が必要とされるようになり
ます。へいせい ねん せいしんしょうがいしゃ ちいきせいかつ ささ きよてん かくく よこはましせいしん
平成11年には、精神障害者の地域生活を支える拠点として、各区に横浜市精神
しょうがいしゃせいかつしえん い か せいかつしえん せっち
障害者生活支援センター（以下「生活支援センター」という。）が設置されていくことと
なり。へいせい ねん かくく かんせっち かんりよう せいしんしょうがいしゃ じゅうじつ しえん
平成25年には、各区1館設置が完了し、精神障害者への充実した支援を
おこな
行ってきています。

げんざい よこはまし くやくしよ せっち ふくしほけん しゃかいふくしほうじんがた
こうして、現在、横浜市では、区役所に設置された福祉保健センター、社会福祉法人型
ちかつ せっち きかんそうだんしえん せいかつしえん きかん いったい
地活ホームに設置された基幹相談支援センター、生活支援センターの3機関が一体とな
り、しょうがい ひと ちいきせいかつ ささ たいせい
り、障害のある人たちの地域生活を支える体制をつくっています。

きんねん くに さだ せいど よこはましどくじ じぎょう しょうがいふくし じゅうそく
近年では、国で定める制度や横浜市独自の事業など、障害福祉サービスはかなり充足
してきました。しかし、くに じぎょう じゅうじつ かつてい よこはまし どくじ じっし
国の事業が充実していく過程で、もともと横浜市が独自に実施し
てきた事業が利用しづらいものになってしまうことも多々あります。また、福祉や保健など
ぶんや いりよう ふく してん かくせいどかん れんけい じゅうよう
の分野だけでなく医療も含めた視点や、各制度間の連携などもますます重要になってきて
います。こんご きそん しえんせいど はざま ひと ささ みす
今後は、既存の支援制度の狭間にある人たちをどう支え、見過ごされがちなニーズ
をどう汲み取っていくかが課題といえます。

ひと せいかつ ささ ぎょうせい やくわり いっぽう よこはまし しょうがいふくし さら
そうした人たちの生活を支えるのが行政の役割である一方、横浜市の障害福祉を更
よ たいわ きょうどう ひつようふかけつ
に良いものにしていくためには、対話・協働は必要不可欠なものです。

だい き けいかくきかんちゅう か こ たいせつ しょうがい ひと
第4期プランの計画期間中も、過去から大切にしてきた「障害のある人たちやその
かぞく しえんしゃ ちいきじゅうみん ぎょうせい きょうりやく あ しょうがい ひと ちいき じりつ
家族、支援者、地域住民と行政とが協力し合って、障害のある人たちが地域で自立
した生活を送るための施策をとともに考え、いっしょ すす しせい つらぬ
した生活を送るための施策をとともに考え、一緒に進めていく」という姿勢を貫いていく
こと、これまで続けてきた協働の歩みを止めず進めていくことが、行政に求められてい
かんが
ると考えています。

② 将来にわたるあんしん施策

将来にわたるあんしん施策は、「在宅心身障害者手当」の質的転換策として、平成21年度から進めてきた施策です。

「在宅心身障害者手当」とは、障害のある人への在宅福祉サービスがほとんどなかった昭和48年につくられた制度です。その後、30年以上経過する中で、障害基礎年金の創設やグループホーム、地域作業所、地活ホーム、ホームヘルプなど、在宅福祉サービスが充実してきました。

このような変化のもと、障害のある人やその家族、学識経験者などが参加する横浜市障害者施策推進協議会で在宅心身障害者手当のあり方について話し合いを重ね、ニーズ把握調査などを行いました。その結果、個人に支給する手当を、障害のある人や家族の多くが切実に求めている「親亡き後の生活の安心」、「障害者の高齢化・重度化への対応」、「地域生活のためのきめ細やかな対応」などの必要な施策に転換すべきであると確認されました。

これらの声を受けて、本市では在宅心身障害者手当を廃止して、その財源を活用し、特に重要で緊急と思われる課題認識を示すものとして「将来にわたるあんしん施策」としてとりまとめた施策に転換することとしました。これらの施策は第2期プランに明記し、取り組んできました。続く第3期プランにおいても、その考え方を障害福祉施策全体の基本的視点として捉えて様々な施策展開を図ることによって、障害のある人の地域生活を支えてきました。根底に流れる考え方はとても重要で、普遍的なものだと捉えています。

その上で、本人を中心に据えて考えると、障害のある人もない人と同じで、ご家族が健在なうちから「自らの意思により自分らしく生きる」ことが、障害のある人のご家族にとっての「親亡き後の生活の安心」につながるのではないかと捉えることもできます。時代の変化に応じ、「将来にわたるあんしん施策」の本質を見失わぬよう、様々な事業に取り組んでいく責務が私たちには課せられています。

「障害」の表記について

「障害」という言葉は、ほかにも、ひらがなを使った「障がい」、当用漢字使用以前の表記である「障碍」という書き方が使われることがあります。こうした書き方は、「害」という字には悪いイメージがある、という考えがもとになっているようです。

障害のある人が社会的に不利になる原因が「障害者個人の身体能力・機能に障害がある」とする考え方は「医学モデル」、「社会の構造、社会的な障壁に問題がある」とする考え方は「社会モデル」と呼ばれています。共生社会の実現に向けて重要な考え方は、「障害者を取り巻く社会の側に物理的・心理的な壁があることにより、日常生活や社会生活を送ることに支障がある」と捉えることです。例えば、車いすを使っている人が段差を上げられないときは、「その人に障害があるから」とその人の身体能力に着目するのではなく、「そこにスロープがないから」という社会の側の課題として捉え、考えていこうということです。

横浜市では、第2期プランを策定するときから、このことについて障害のある人たちと議論を重ね、「障害」という書き方に統一してきました。というのも、書き方を変えることで、生活をする上での支障がもう無くなったかのように思われることを心配しているためです。そこで、横浜市では、今後、これまでと同じように「障害」と表記します。

そして、「障害」の表記とともに、「社会モデル」の考え方を広めることで、社会の障害や障壁を解消できるよう様々な施策を進めていきます。

③ 各障害手帳等統計の推移

(1) 障害者手帳所持者数

横浜市発行の各障害者手帳（身体障害者手帳・愛の手帳（療育手帳）・精神障害者保健福祉手帳）令和4年度3月末時点での所持者数の合計は、約18万1千人（横浜市全体人口比で4.81パーセント）となっています。

平成29年度は、約16万3千人でしたので、現在までに、約1万8千人増加したということになります（増加率約10.9パーセント）。表1からも年々取得者数が伸びていることがわかります。

また、表2から見られるように、障害者手帳所持者数の増加率については、ここ数年は約2パーセント程度で推移しており、人口増加率よりも大きいことから、障害者手帳所持する方の割合が増えてきているといえます。今後も高齢化の進展等ともあいまって、障害者手帳所持者数の割合は増えていくことが推測されます。

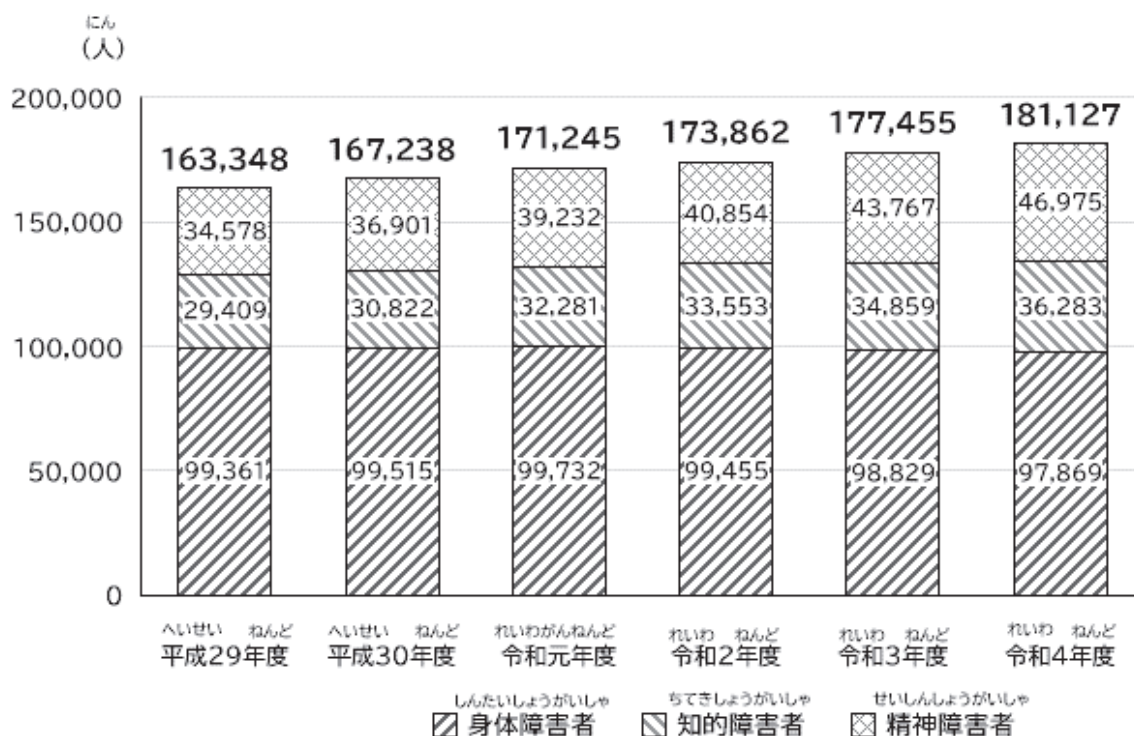


ひょう よこはましじんこう しょうがいしゃてちょうしよじしゃすう ひかく
表1 横浜市人口と障害者手帳所持者数の比較

かくねんど がつまつじてん よこはましじんこう よく がつ にちじてん い かどうよう じん
(各年度の3月末時点、ただし、横浜市人口のみ翌4月1日時点。以下同様)(人)

	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
よこはましじんこう 横浜市人口	3,731,706	3,741,317	3,753,771	3,775,319	3,768,363	3,768,664
しんたいしょうがいしゃ 身体障害者	99,361	99,515	99,732	99,455	98,829	97,869
ちてきしょうがいしゃ 知的障害者	29,409	30,822	32,281	33,553	34,859	36,283
せいしんしょうがいしゃ 精神障害者	34,578	36,901	39,232	40,854	43,767	46,975
てちょうしよじしゃぜんたい 手帳所持者全体	163,348	167,238	171,245	173,862	177,455	181,127
よこはましじんこう 横浜市人口における しょうがいしゃてちょう 障害者手帳 しよじしゃすうわりあい 所持者数割合	ばーせんと 4.38 %	ばーせんと 4.47 %	ばーせんと 4.56 %	ばーせんと 4.61 %	ばーせんと 4.71 %	ばーせんと 4.81 %

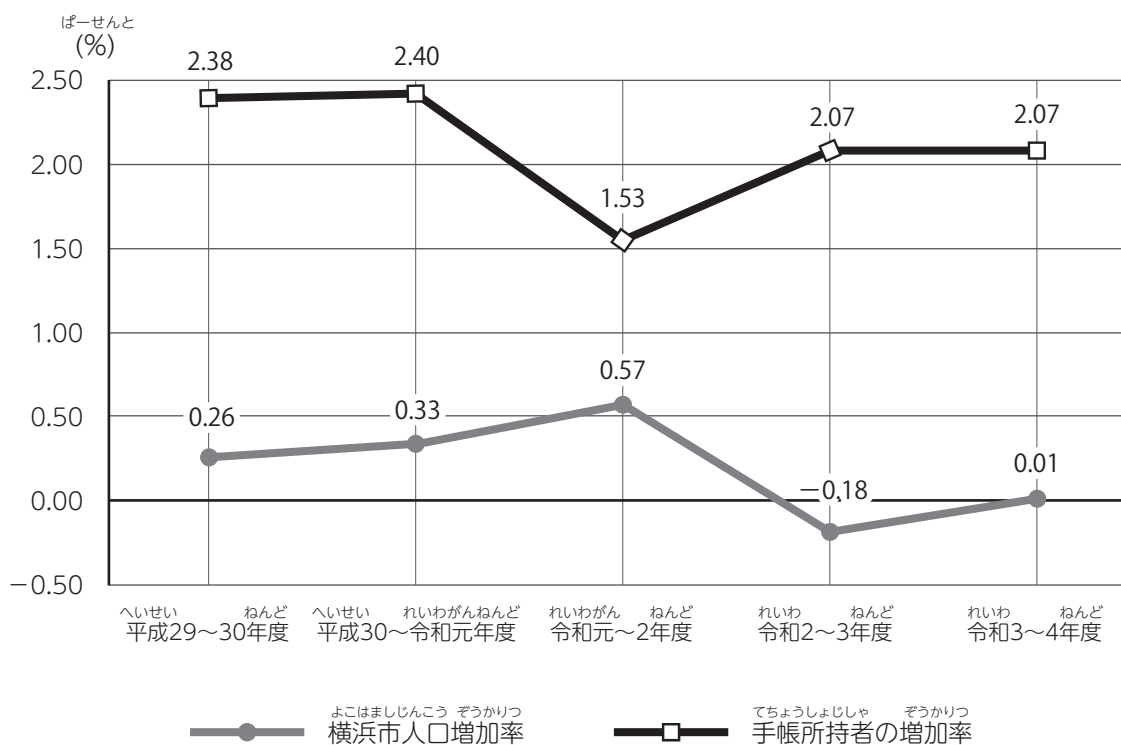
ず しょうがいしゃてちょうしよじしゃすう
図1 障害者手帳所持者数



ひょう 表2 横浜市人口と障害者手帳所持者の増加数の比較

	平成29～ 平成30年度	平成30～ 令和元年度	令和元～ 令和2年度	令和2～ 令和3年度	令和3～ 令和4年度
横浜市人口増加数	9,611	12,454	21,548	△6,956	301
増加率 (%)	0.26	0.33	0.57	△0.18	0.01
障害者手帳所持者の増加数	3,890	4,007	2,617	3,593	3,672
増加率 (%)	2.38	2.40	1.53	2.07	2.07

ず 図2 障害者手帳所持者の増加率



(2) 身体障害

身体障害者手帳の所持者数は、肢体不自由が最も多く、次いで、内部障害となっています。肢体不自由は徐々に減少していますが、それ以外は横ばいあるいは少しずつ増加しています。

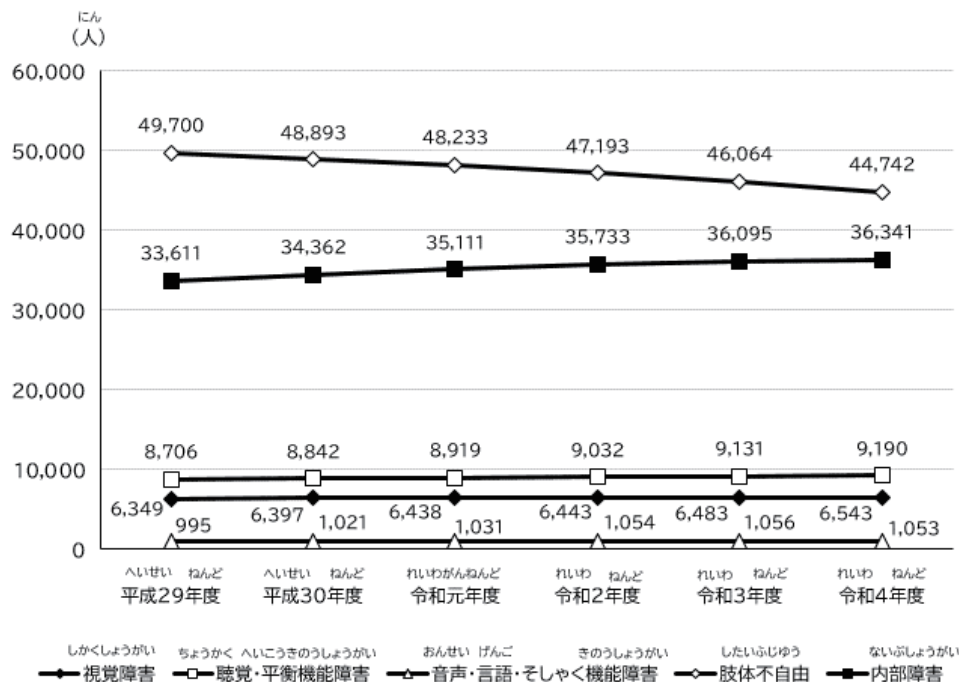
年齢ごとに見ると、「18歳未満」は微減、「18歳から65歳未満」は横ばいです。65歳以上の人数は令和2年度以降減少しているものの、手帳所持者の約70パーセントを占めています。

表3 身体障害者手帳 障害種別推移

各年度3月末時点(人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
視覚障害	6,349	6,397	6,438	6,443	6,483	6,543
聴覚・平衡機能障害	8,706	8,842	8,919	9,032	9,131	9,190
音声・言語・そしゃく機能障害	995	1,021	1,031	1,054	1,056	1,053
肢体不自由	49,700	48,893	48,233	47,193	46,064	44,742
内部障害	33,611	34,362	35,111	35,733	36,095	36,341
計	99,361	99,515	99,732	99,455	98,829	97,869

図3 身体障害者手帳 障害種別推移

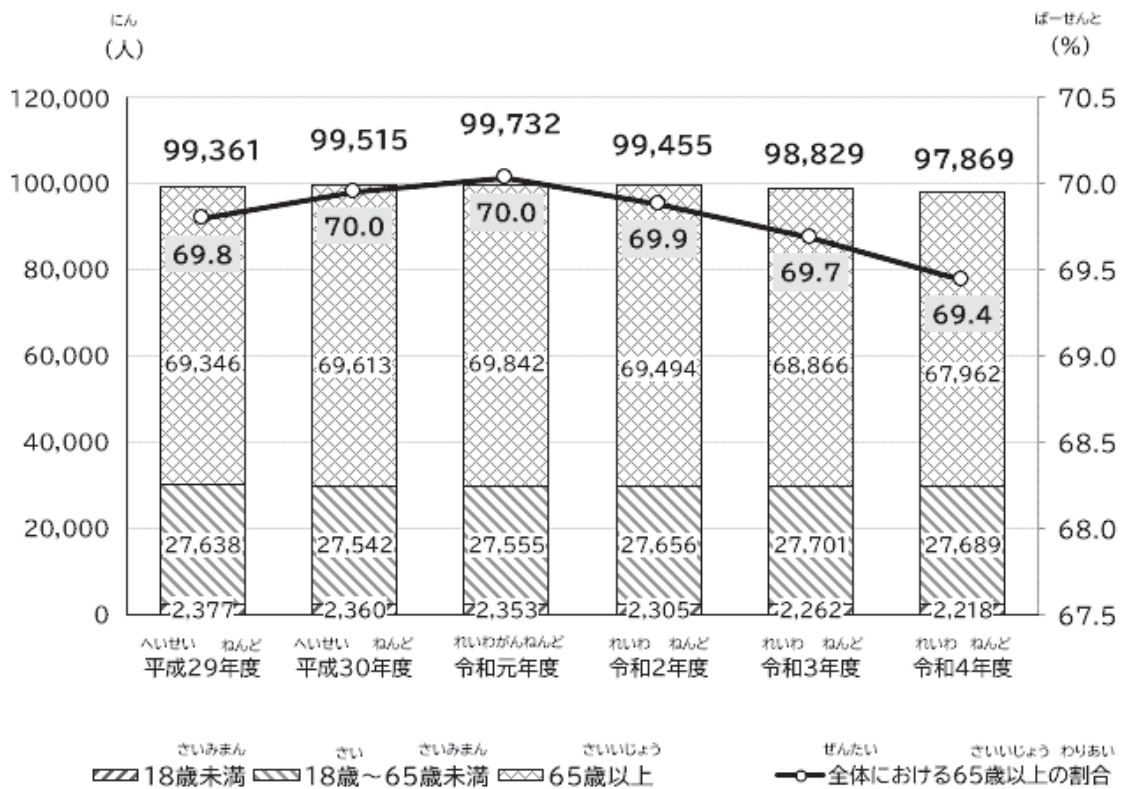


ひょう しょうたいしょうがいしゅてちよう ねんれいべつすい
 表4 身体障害者手帳 年齢別推移

かくねん ど がつまつじてん にん
 各年度3月末時点(人)

	へいせい ねん ど 平成29年度	へいせい ねん ど 平成30年度	れいわがねん ど 令和元年度	れいわ ねん ど 令和2年度	れいわ ねん ど 令和3年度	れいわ ねん ど 令和4年度
さいみまん 18歳未満	2,377	2,360	2,353	2,305	2,262	2,218
さい さいみまん 18歳～65歳未満	27,638	27,542	27,555	27,656	27,701	27,689
さいいじよう 65歳以上	69,346	69,613	69,824	69,494	68,866	67,962
けい 計	99,361	99,515	99,732	99,455	98,829	97,869
ぜんたい 全体における さいいじよう わりあい 65歳以上の割合	ばーせんと 69.8 %	ばーせんと 70.0 %	ばーせんと 70.0 %	ばーせんと 69.9 %	ばーせんと 69.7 %	ばーせんと 69.4 %

ず しょうたいしょうがいしゅてちよう ねんれいべつすい
 図4 身体障害者手帳 年齢別推移



ちてきしょうがい
(3) 知的障害

愛の手帳（療育手帳）の所持者数は、5年間で20パーセント以上、7千人近く増えています。中でも、B2の手帳を所持している人の増加数が、4千6百人以上となり、全体の増加数の約68パーセントと多くを占めています。

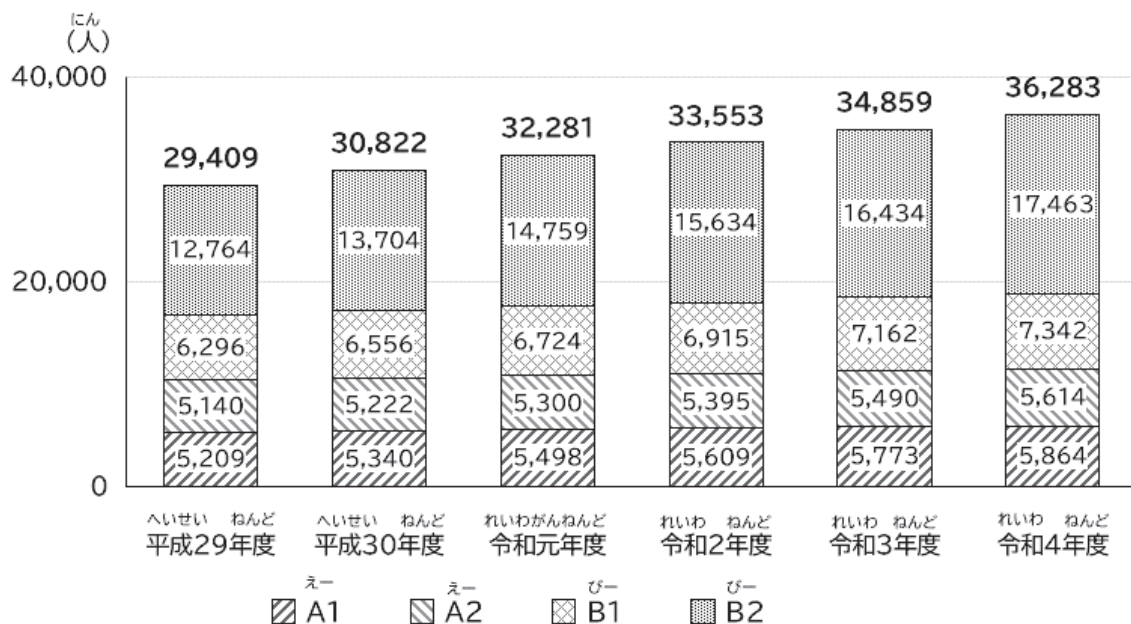
全体の所持者数における各年齢の所持者数の割合は、この6年間を通して、ほぼ横ばいとなっています。

ひょう 表5 愛の手帳 障害程度別推移度

かくねんど がつまつじてん にん
各年度3月末時点(人)

	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
えー A1	5,209	5,340	5,498	5,609	5,773	5,864
えー A2	5,140	5,222	5,300	5,395	5,490	5,614
びー B1	6,296	6,556	6,724	6,915	7,162	7,342
びー B2	12,764	13,704	14,759	15,634	16,434	17,463
けい 計	29,409	30,822	32,281	33,553	34,859	36,283

ず 図5 愛の手帳 障害程度別推移度

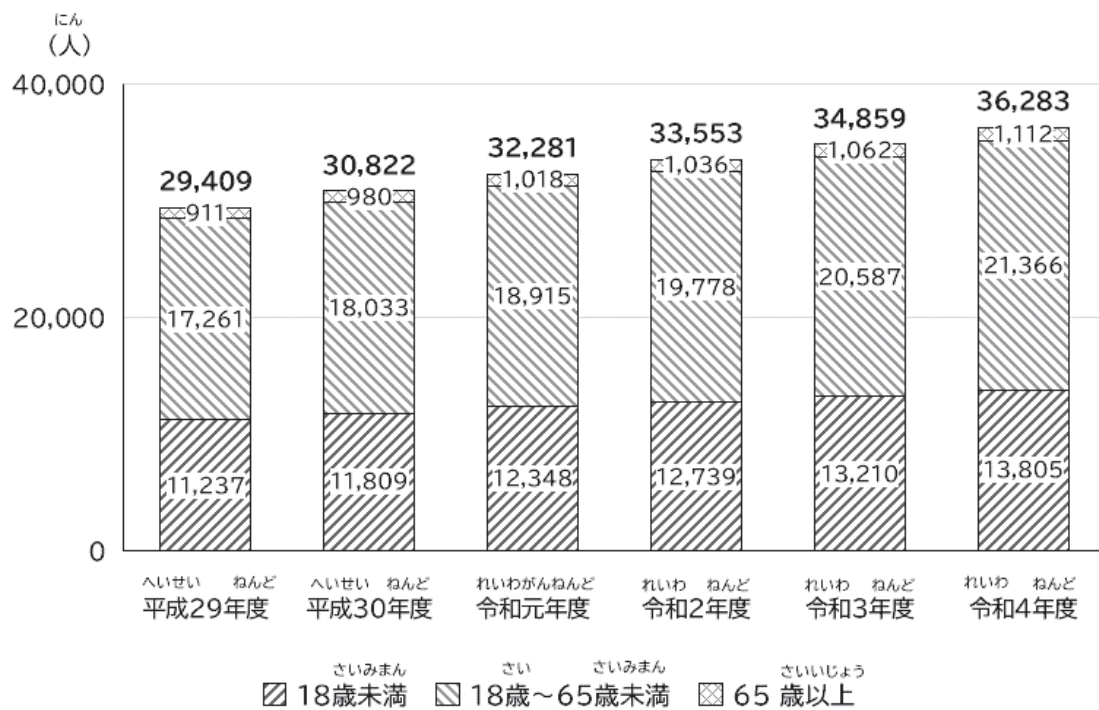


ひょう あい てちょうしょじしゃすう ねんれいべつすい
表6 愛の手帳所持者数 年齢別推移

かくねんど がつまつじてん にん
各年度3月末時点(人)

	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
さいみまん 18歳未満	11,237 ぼーせんと 38.2 %	11,809 ぼーせんと 38.3 %	12,348 ぼーせんと 38.3 %	12,739 ぼーせんと 38.0 %	13,210 ぼーせんと 37.9 %	13,805 ぼーせんと 38.0 %
さい さいみまん 18歳～65歳未満	17,261 ぼーせんと 58.7 %	18,033 ぼーせんと 58.5 %	18,915 ぼーせんと 58.6 %	19,778 ぼーせんと 58.9 %	20,587 ぼーせんと 59.1 %	21,366 ぼーせんと 58.9 %
さいいじょう 65歳以上	911 ぼーせんと 3.1 %	980 ぼーせんと 3.2 %	1,018 ぼーせんと 3.2 %	1,036 ぼーせんと 3.1 %	1,062 ぼーせんと 3.0 %	1,112 ぼーせんと 3.1 %
けい 計	29,409	30,822	32,281	33,553	34,859	36,283

ず あい てちょうしょじしゃすう ねんれいべつすい
図6 愛の手帳所持者数 年齢別推移



せいしんしょうがい
(4) 精神障害

せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう しよじしやすう ねんかん まんにんじようふ ぞうかりつ
精神障害者保健福祉手帳の所持者数は、5年間で1万人以上増えていて、その増加率
やく とく ぞうか きゅう ぜんたい ぞうかすう やく
は約36パーセントです。特に増加しているのは2級で、全体の増加数の約62パーセント
となっています。

ねんれい み てちょうしよじしやすう すべ ねんれいぞうふ ぞうかりつ
年齢ごとに見ると、手帳所持者数は全ての年齢層で増えていますが、増加率としては、
とく さいみまん ばいちか ふ
特に20歳未満は2倍近くに増えています。

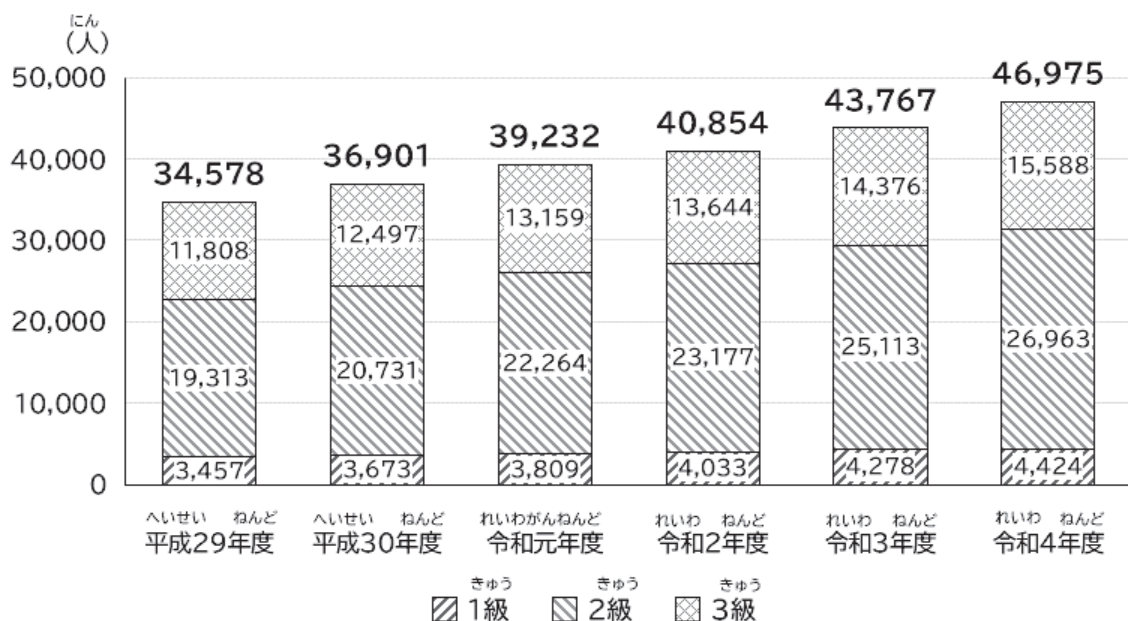
せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ちょうき にちじようせいかつ しゃかいせいかつ せいやく
なお、精神障害者保健福祉手帳は、長期にわたり日常生活または社会生活への制約
がある人を対象とするものです。一方で、医療の観点で捉えた場合、自立支援医療
（精神通院医療）の受給者数は、令和4年度で約7万3千人となっています。通院を
せいしんつういんいりよう じゅきゅうしやすう れいわ ねんど やく まん ぜんにん づういん
継続しながら生活を保っている人がいることを踏まえつつ、手帳所持者数だけでは全体像
けいぞく せいかつ たも ひと ふ てちょうしよじしやすう ぜんたいぞう
を捉えきれないことを認識しておく必要があります。

ひょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう どうきゅうべつすい
表7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移

かくねんど がつまつじてん にん
各年度3月末時点(人)

	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
きゅう 1級	3,457	3,673	3,809	4,033	4,278	4,424
きゅう 2級	19,313	20,731	22,264	23,177	25,113	26,963
きゅう 3級	11,808	12,497	13,159	13,644	14,376	15,588
けい 計	34,578	36,901	39,232	40,854	43,767	46,975

ず せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう どうきゅうべつすい
図7 精神障害者保健福祉手帳 等級別推移

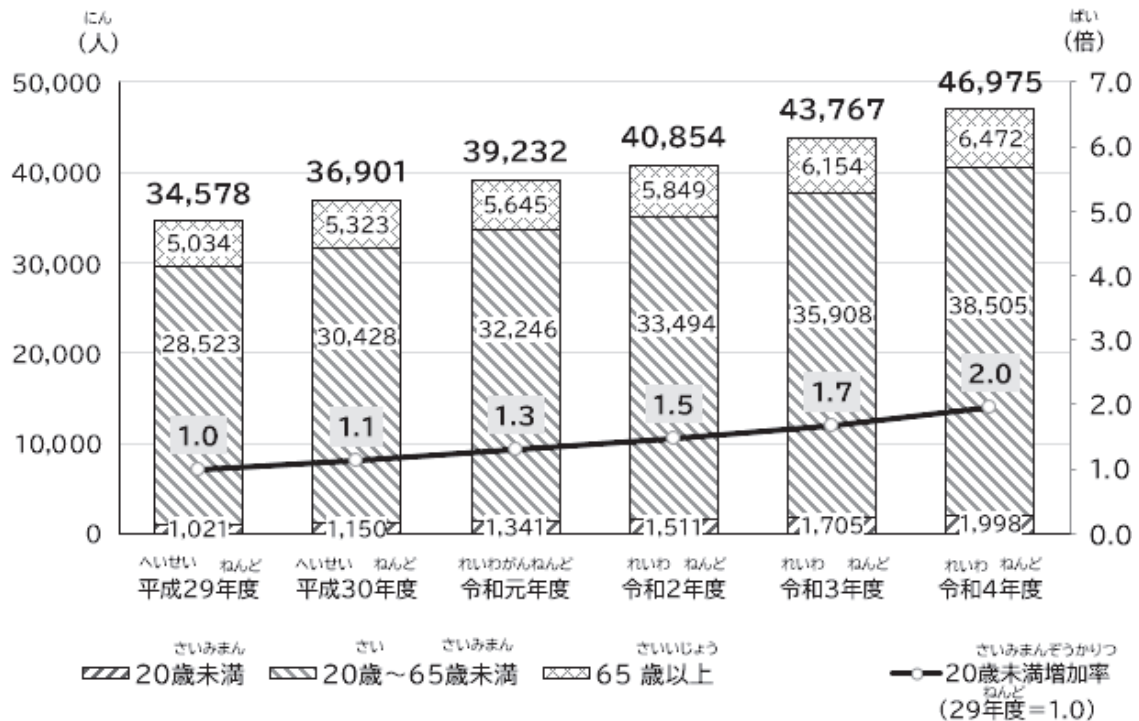


ひょう せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ねんれいばつすい
 表8 精神障害者保健福祉手帳 年齢別推移

かくねんど がつまつじてん にん
 各年度3月末時点(人)

	へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
さいみまん 20歳未満	1,021 3.0 %	1,150 3.1 %	1,341 3.4 %	1,511 3.7 %	1,705 3.9 %	1,998 4.2 %
さい さいみまん 20歳～65歳未満	28,523 82.5 %	30,428 82.5 %	32,246 82.2 %	33,494 82.0 %	35,908 82.0 %	38,505 82.0 %
さいいじょう 65歳以上	5,034 14.6 %	5,323 14.4 %	5,645 14.4 %	5,849 14.3 %	6,154 14.1 %	6,472 13.8 %
けい 計	34,578	36,901	39,232	40,854	43,767	46,975

ず せいしんしょうがいしゃほけんふくしてちょう ねんれいばつすい
 図8 精神障害者保健福祉手帳 年齢別推移



(5) 発達障害

発達障害独自の障害者手帳は無く、知的障害を伴う場合は愛の手帳、知的障害を伴わない場合は精神保健福祉手帳の交付又はその両方の交付を受けていることがあります。一方で、医師の診断のみを受け、障害者手帳を取得していない人もいます。また、障害者手帳所持者数のみで、発達障害児・者の人数を把握することは困難です。とはいえ、発達障害に関する相談件数や診断件数の推移から推測すると、明らかに増加傾向にあると考えられます。また、発達障害の診断を受けた人だけでなく、本人や家族も発達障害に気付かないまま過ごしている人も少なからずいます。特に、知的障害が軽度である場合や、あるいは知的障害を伴わない場合には、生活に関する困りごとを抱えていても障害福祉分野の相談窓口などにつながっていないことも多いのが現状です。こうした人々をどう把握し、適切な支援につなげていくかが課題のひとつです。

(6) 強度行動障害

対象者数を正確に把握できる統計はありません。行動上著しい困難があるとされる障害支援区分認定調査の行動関連項目が10点以上の方は、令和3年4月時点で約3千6百人いますが、そのほかに障害福祉サービスを利用していない人もいます。実際には更に多いと考えられます。強度行動障害の多くは、障害特性を理解し適切な支援を行うことで、減少し、安定した生活を送ることができるとされています。そのためには、専門的な人材育成や支援体制が必要ですが、施策を検討するために必要な対象者の全体像を把握すること自体が難しいことも課題となっています。

(7) 医療的ケア

医療的ケア児・者（日常的に医療的ケアを必要とする人）は、障害者手帳を持っていない人もいます。統計上、人数が把握できていないのが現状です。国の調査によれば、令和3年度には日本全国で約2万人と推計されています。これは、平成17年度と比較すると、15年程度で約2倍に増えているという計算になります。横浜市では、約1千5百人程度が対象児・者だと推計しています。正確な人数は把握できていませんが、医療技術の進歩などにより、増加傾向にあるのは間違いないと考えています。

なんびょうかんじゃ
(8) 難病患者

しょうがいしゃそうごうしえんぽう しょうがいしゃ はんい なんびょうとう くわ たいしょう なんびょう
障害者総合支援法では、障害者の範囲に、難病等を加えました。対象となる難病
は、366疾病です（令和3年11月時点）。

このことにより、症状が変わりやすいなどの理由で身体障害者手帳を取得することが
できず制度の谷間にあった人が、障害福祉サービスを利用できるようになっています。

とくていいりょうひ していなんびょう じゅきゅうしゃしょうしょじしやすう じょじよ ふ しょうがいふくし
特定医療費（指定難病）受給者証所持者数は徐々に増えており、障害福祉サービ
スの推進に当たっては、今後も、難病等患者数も考慮しながら進めていく必要があります。

ひょう 表 9 特定医療費（指定難病）受給者証所持者数 推移

かくねんど がつまつじてん にん
各年度3月末時点（人）

へいせい ねんど 平成29年度	へいせい ねんど 平成30年度	れいわがねんど 令和元年度	れいわ ねんど 令和2年度	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度
22,573	23,748	24,145	26,579	26,905	27,984